

監事監査報告書

令和6年5月16日

社会福祉法人 福徳会理事長

木村 操 殿

監事 田中 政嗣

監事 福田 仁廣


監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告致します。

1 監査の方法及びその内容

理事会で情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 理事会に出席し、職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監事監査においては、令和5年度決算書類等に基づき、福徳会の財務状況について報告を受けました。職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（社会福祉法施行規則第2条の33各号掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備されているか、説明を求めました。下記の項目についても説明を求めました。

- ① 当該会計年度に係る事業報告、及びその附属明細書・会計処理、及び契約関係・資産管理・借入金について審査いたしました。
- ② 保有している預金・残高証明について確認しました。小口現金が、規則に則り、運用されているか確認しました。
- ③ 社会福祉士施設職員等退職手当共済について、説明を求めました。
- ④ 令和5年度行政監査の指摘事項を確認し、また、行政監査における指摘に対し、改善が行われているかの確認を行いました。
- ⑤ 法人における各種規則・必要書類が適切に整備され、保管されていることを確認しました。
- ⑥ 集団感染への対応について、また火災時の避難経路の説明を求めました。
- ⑦ 食品の納入業者との契約について確認を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為、又は法令若しくは、定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は、適正であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘するべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

監査の方法及び結果は、適正であると認めます。

以上